

## 法政大学高等学校同窓会規約

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は法政大学高等学校同窓会と称し、事務所を東京都三鷹市牟礼  
4-3-1 法政大学中学高等学校内におく。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、互助の実をあげると共に、母校の発展に  
寄与することを目的とする。

### 第2章 会 員

(会員)

第3条 本会は次の会員によって組織される。

1. 正会員 法政大学高等学校・旧法政中学校・旧法政大学商業学校  
第一本科・法政大学第一高等学校・法政大学第一高等学校  
第二部の卒業生。その他中途退学者で、会員よりの推薦者  
で役員会の承認を得た方。
2. 特別会員 法政大学高等学校・旧法政中学校・旧法政大学商業学校  
第一本科・法政大学第一高等学校・法政大学第一高等学  
校第二部の卒業生。旧教職員のうちで、会員よりの推薦者  
で役員会の承認を得た方。
3. 名誉会員 会員の推薦により役員会で承認のあった方。

### 第3章 役 員

(役員及び委員)

- 第4条
1. 本会に次の役員及び委員をおく。  
名誉会長 1名。 会長 1名。 副会長 若干名。  
委員長・副委員長 若干名。会計監査 2名。事務局 2名以下。  
学年委員・クラス委員 各卒業年次別の各学年・各クラスから  
1～2名。
  2. 役員及び常任委員の任期は3年とする。但し再任することができる。

(役員及び委員の選任)

第5条 役員及び委員の選任については、次の通り定める。

- (1) 名誉会長は法政大学高等学校校長とする。
- (2) 役員及び委員の選任については、次の通り定める。

(役員・委員名)	(選出対象範囲)	(決議機関)
会長・副会長	委員の互選による	総会
委員長・副委員長	学年・クラス委員の互選による	総会
学年委員	同窓会会員の互選による	事務局へ届出
クラス委員	クラス会員の互選による	事務局へ届出
*学年委員、クラス委員は事情により同窓会会長も指名することが出来る		
会計監査	委員の互選による	総会

(役員及び委員の職務)

- 第6条
1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、1名がこれに代わる。
  3. 委員長・副委員長は、担当業務の企画立案・審議・運営に当たる。
  4. 学年委員は、同期を総括し、運営に当たる。
  5. クラス委員は、クラスを総括し、運営に当たる。
  6. 会計監査は会計事務その他を監査する。

(欠員の補充)

- 第7条
1. 役員及び委員長・副委員長に欠員を生じ、業務に支障をきたした時は、役員会の合議により補充することができる。
  2. 補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他の役員)

第8条 本会に顧問、相談役、参与をおくことができる。

(会議)

第9条 本会の円滑な業務推進のため、次の会議を行う。

1. 総会 原則として3年に1回、会長がこれを招集し、役員人事・規約の改廃等重要な事項について審議し、あわせて現況を報告する。なお会長は必要に応じてこれを招集することができる。
2. 委員総会 毎年1回、会長がこれを招集し、事業報告・会計報告などを行う。役員を選任、規約の制定・改廃等、重要な総会付議事項について審議する。
3. 決議 会議の議事は、出席した会議構成員の過半数の同意をもって決する。

## 第4章 事業

(事業)

第10条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 親睦のための集会等の開催。
2. 会報及び会員名簿の発行。
3. その他必要な事業。

## 第5章 会計

(入会金及び年会費)

- 第11条
1. 本会の運営及び事業費は、正会員加入時の入会費及び年会費並びに寄付金によって運営する。
  2. 入会金額及び年会費額は細則によって定める。

(会計年度)

第12条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

(規約の改廃)

第13条 本規約の改廃については、総会の議決を経なければならない。

## 付則

1. 本規約は昭和33年6月から実施する。
2. 昭和54年6月24日 一部改正
3. 平成8年6月29日 一部改正
4. 平成19年6月4日 一部改正
5. 平成20年6月8日 一部改正